

【避難情報等が発令された場合の対応】

| 避難情報 (発令：市) | 気象情報 (発令：気象庁) | 警戒レベル (発令：気象庁・市) | 保育所等の対応 | |
|--------------------|------------------|---------------------|--------------------------------|----------------------------|
| | | | 開園前 (午前6時～7時) | 開園中 |
| 避難指示（緊急） 避難勧告 | 大雨特別警報等 | 5 (命を守る最善の行動) | 休園（終日） | 保育を中断 保護者に迎えの連絡 |
| | | 4 (速やかに避難先へ避難) | | |
| 3 (乳幼児等は避難開始) | | | | |
| 避難準備 高齢者等避難開始情報 | 大雨警報等 | 2 (避難行動の確認) | 開園（弁当持参） (保護者に家庭保育の協力を依頼) ※ | 通常保育 (保護者に家庭保育の協力を依頼) ※ |
| - | | 大雨注意報等 | 1 (災害への心構え) | 開園 |
| - | 2 (避難行動の確認) | | 開園（弁当持参） (保護者に家庭保育の協力を依頼) ※ | 通常保育 (保護者に家庭保育の協力を依頼) ※ |
| - | 1 (災害への心構え) | | 開園 | 通常保育 |

●避難情報を前提に作成しているため、気象情報や警戒レベルについては、状況によって差異が起きる場合があります。

【その他】

- ①表中の避難情報（警戒レベル含）や気象情報（警報）等については、園の所在する地域に発令された場合の対応とする。
- ②避難情報（警戒レベル含）や同時に気象情報（警報）等が発表されている場合は、より安全性を重視した基準に拠ること。
- ③避難情報や気象情報等が発表されていない場合であっても、各園において、個別の状況等により、安全な保育が困難と判断する場合は、休園等の措置を講じること。
- ④震度5弱以上の地震が発生した場合、安全が確保できるまでの間、休園（終日）等の措置を講じること。
開園中においては、警報等の情報に留意しながら、避難情報・気象情報等の場合と同様の対応を行うこと。

【注意事項】

◇表中※について、育休継続利用されている方は、原則、家庭保育とすること。